



り扱います。

28.振替の申請

(1) お客さまは、振替受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができません。

- A 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- B 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- C 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- D 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- E 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- F 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
- G 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- H 前各号に定めるもののほか、振替について当行の承諾が得られない場合

(2) 振替の申請を行うときは、次に掲げる事項を当行所定の依頼書にすべて記入し、届出の印章により記名押印のうえ当行に提出してください。

- A 減少及び増加の記載又は記録がされるべき受益権の銘柄及び口数
- B お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口が質権口かの別
- C 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- D 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口が質権口かの別
- E 振替を行う日

(3) 前項Aの口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。

(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、前記(2)Cの提示は必要ありません。また、同日については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

(5) 当行に振替受益権の買取を請求される場合、前記(1)から(4)各項の手続きをまたずに振替受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

29.他の口座管理機関への振替

(1) 当行は、お客さまからお申し出があり、当行が承諾した場合には、他の口座管理機関へ振替を行います。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行名および取引店名、口座番号、口座名義等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

(2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

30.抹消申請の委任

振替受益権について、償還又はお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該振替受益権について、お客さまから当行に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

31.当行の連帯保証義務

機構が、社振法等に基づき、お客さま(社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証します。

- A 受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた受益権の超過分(受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- B その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第4章 保護預り

32.保護預り証券の口座取扱い

保護預り証券は、すべて同一の保護預り口座に保管します。

33.保護預り証券の保管

(1) 保護預り証券については、金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、当行または当行の再寄託先において安全確実に保管します。

(2) 保護預り証券については、他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。)できるものとします。